

科学・技術の発展の重要性について

第45巻 序文 VII

「この巻で重要な地位を占めているものに、文化、科学、技術の発展の問題を取り扱った資料がある。これらの問題を、レーニンは、国の経済建設の任務と切りはなせないように結びつけて考察した。彼は、発明活動を全国的な規模で調整する必要に注意を向けて、届け出のあった発明の審査、登録を秩序だてるように提案した。この巻に収録された『最高国民経済会議科学技術部発明課へ』の手紙は、非常に興味ぶかい。この手紙のなかで、レーニンは、この機関に仕事の組織にかんする一連の具体的な任務を提起している（六ページ）。レーニンがあらゆる科学的発見や技術的改善を精力的に支持したことは、さまざまな文書に示されている。彼は、これらの発見や改善を実地に取り入れることが、労働生産性を向上させる重要な一要因だと考えた。彼はまた、外国における科学や技術上の成果についての正しい情報供給を組織し、外国の技術上の実験が提供するすべてのすぐれたものをわが国で利用することが、大きな意義をもっていると認めていた。」

六 最高国民経済会議皮革工業総管理局へ

皮革工業総管理局へ

バルィシニコフによる底革代用品の発明にかんする貴管理局の判断、さらに、貴管理局がこの発明を有益と認めればあいの、この事業の推進について、至急知らせてくださるようお願いする*。

人民委員会議長

* レーニンにあてたタンボフ県執行委員会の郡食糧コミサール、イェ・ゲ・パルフェノフの1920年11月7日付の手紙に関連して書かれたもの。パルフェノフは、技師ア・ア・バルィシニコフの発明の実験が遅々としていることを述べ、発明がはやく生産に導入されるように命じることをレーニンに頼んでいる。

1920年11月19日、レーニンは、問合せにたいする返事を受け取った。この返事では、最高国民経済会議科学技術部発明委員会が、9月15日に委員会に提出されたバルィシニコフの願書を検討したうえで、9月30日に特許登録証を発明者にあたえたことが報告されていた。もっともこの発明は従来のものとあまり変わらないものであった。

第四五巻 P5 『最高国民経済会議皮革工業総管理局へ』

1920年11月12日に執筆

1942年に『レーニンスキー・ズボールニク』第34巻にはじめて発表

手稿によって印刷

七 最高国民経済会議科学技術部発明課へ*

つぎの質問に答えていただきたい。

- 一、部が設置されたときから、発明申請が何件審査され、現在申請が何件未審査になっているか。

- 二、何件が（一）有用と認められ、（二）実施に移されたか（おもなものをあげること）
三、それぞれの発明を審査する手続と期間、その後の事務移管。
四、科学技術部発明課の判断を待たずに、なにかある発明をなにかある機関が実施に移すばあいがあるか。
五、科学技術部発明課は次項を知っているか。
（イ）バルィシニコフによる皮革の代用品の発明。知っているとしたら、この件はどう推進されているか。
（ロ）発明
だれが発明課の責任者になっているか？⁽¹⁾

二〇年十一月十三日

人民委員会議議長
レーニン

(1) 本文の五の（ロ）項の第一行には、写しに脱落があるらしい。

* これらの質問にたいする返事を、レーニンは、1920年11月20日に発明委員会から受け取った。この返事には、（一）委員会によって部門別に審査された書類のリスト、（二）有用と認められ、一部は実用化されたおもな発明、（三）国家的に注目すべき発明の一覧表、（四）バルィシニコフの発明した皮革代用品についての専門家エフ・プリスタノフの暫定所見、（五）委員会の1920年11月1日付の報告書、（六）技術部長ヴェ・ア・ペトロフについての参考資料などが添付されていた。

同時に、レーニンは、同委員会の正式報告の補遺を委員会参与ア・カ・カウフマンから受け取った。カウフマンは、委員会の作業の欠陥と、その原因とについて報告している。

第四五巻 P6 『最高国民経済会議科学技術部発明課へ』
1965年に『レーニン全集』第五版、第五二巻にはじめて発表
タイプした写しによって印刷

コメント

私たちの暮らしている現代社会は、情報技術の革命的な進展によって「発明」の利用可能性を飛躍的に高め、人類が発明を利用し、その恩恵を受ける可能性も飛躍的に増大させた。しかし、資本主義のあらゆる「モノ」の私的独占の原則によって、その利用は一部の者に独占され、その普及の制限となっている。資本主義が発明の国民的利用の桎梏^{しごく}となっている。科学技術の進歩は「国民の共同社会」の“共有財産”として、国民にあまねくその恩恵に浴させるべきである。

もちろん、発明者にはそれなりの報償は与えるべきであり、研究開発機関にはそれなりのインセンティブを与えなければならない。

※いわずもがなだが、コピー商品を認めることとは、まったく別問題である。